

様式第2号

事業計画書（提案の概要）

募集施設の名称	湯田まちづくりセンター
---------	-------------

申請者	所在地	長浜市内保町 2645 番地
	団体名	浅井湯田地域づくり協議会
	代表者氏名	清水 峯生

指定管理料提案額	令和6年度：	13,334,000 円
	令和7年度：	13,334,000 円
	令和8年度：	13,334,000 円
	令和9年度：	13,334,000 円
	令和10年度：	13,334,000 円

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設条例第3条第1号に対する考え方や基本方針	<p>誰もが集い、地域が担う、地域の拠点となるまちづくりセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが気楽に利用でき、情報の発信拠点であるまちづくりセンター 結いの精神、いわゆる互助の精神を大切にす。
(2) 施設条例第3条第2号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 行政から民間へ移行するための母体となる組織の確立を目指す。 自助・共助・公助の区分を明確にし、速やかに本来の姿へ移行する。（地域課題対応型のサービスの提供と、区分を明確にした対応）
(3) 施設条例第3条第3号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの拠点と避難所としての施設の維持管理 いつでも、だれもが学びあえる生涯学習環境の整備及び講座開講 地域団体の活動拠点としての機能強化とサポート
(4) 施設条例第3条第4号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習講座の開講、子ども体験活動などの充実 サークル活動や団体への支援として情報の提供と広報活動の支援 生涯学習に関する相談窓口業務の推進と地域交流の場づくり
(5) 施設条例第3条第5号に対する考え方や基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域人材の発掘と中学生リーダー育成による担い手確保 地域づくり協議会とのタイアップによる湯田小学校限定の学童保育の実施 施設の有効利用による情報発信と交流の促進
(6) 施設の管理運営についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気楽に集える地域に開かれた空間の創造 安心・安全な施設利用とサービスの質の確保 従来から実施してきた生涯学習の取り組みの深化拡充
(7) 指定管理者を希望する理由・目的	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の声を直接反映することが重要で、地域の課題を的確に把握し対応している団体の運営 単に生涯学習の推進だけでなく、地域の特色ある事業推進
(8) 施設の課題とその対応	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した施設を有効利用し、地域住民が気楽に安心して利用できる施設としての運営を目指す。 利用者を通じ、情報発信や災害時の拠点施設として、弾力的な運用により更なる有効利用に努める。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制	事業計画書のとおり
(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画	
(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等	<ul style="list-style-type: none"> 職員は全体の奉仕者であることを基本コンセプトに、公平・公正な運用に努め特にコンプライアンスに関する研修に重点を置く。 市内まちづくりセンター間の情報交換会や、朝礼の有効活用による、情報の共有化に努める。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 自主事業の参加対象の見直しによる幅の広がり、ニーズに合った事業実施による利用促進。自由に利用できる場所の提供。 長浜市の中心である立地条件の良さをPRし、利用の輪を広げ、まず一度の利用を目標とし、快適な空間の体感からリピーターへと、また、そこから、更なる広がりを創造する。
(2) 地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策	<ul style="list-style-type: none"> 当センターには、子どもたちが活躍する場の提供が重要で、今後も地域づくり協議会との連携により更なる充実に努め、リーダー育成に努める。 利用者にボランティアとして活躍する場の提供により、センター利用者間のつながりを深め、センターの活性化に努める。
(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 広報地域づくり協議会発行の年3回の広報紙へも活動内容や施設紹介を掲載する。 利用者の快適な体感による更なる利用の輪を広げ促進する。 当協議会構成メンバーからの新たな情報発信による促進 整った環境の維持に努める。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法	<ul style="list-style-type: none"> 接遇を大切に、利用者との人間関係の形成による情報収集 利用者へのアンケートの実施、及び、利用者からの声を大事にしていく。そのために職員が余裕を持った姿勢を保つ。
(2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 日常からリスク管理を徹底することにより、リスクを最小限に抑えると共に、職員研修による資質の向上と的確な対応 苦情や提言については、職員全体の共有とし、組織で考え対応する。また、市への報告・連絡・相談の徹底と、迅速な対応。
(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組	<ul style="list-style-type: none"> 管理は、現状維持を保つため、定期的な日常管理に加え、職員の利用者への接遇態度が重要と考え、常に意識を持った姿勢を示す。そのための研修会開催や業務評価の実施によるフィードバック

5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画	事業計画書のとおり
-------------------------	-----------

6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施	事業計画書のとおり
----------------------	-----------

計画	
----	--

7 自主事業【審査基準：条例第4条第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画	事業計画書のとおり
--------------------	-----------

8 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組	<p>誰もが集え、憩いの場となる空間を第一に考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房の温度を設定し、照度についてはこまめに消灯をする。 ・できる限り自然を利用しつつ、日常の定期管理による清掃により、機械の効率を保つ。また、館内の巡回を強化する。
(2) 利用料金の設定及び設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター条例等に基づき、料金を決定する。 ・長浜市市民まちづくりセンター管理規則及び管理運営マニュアルに基づき使用料の減額及び使用料区分に従い、使用料の徴収をする。
(3) 休館日・開館時間の変更の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市市民まちづくりセンター条例等の別表第1の規定とする。 ・公共性のある場合や緊急性のある場合は弾力的に運用する。
(4) 維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の内容、方法、頻度、今後の修繕計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が行う施設の維持管理業務は計画書のとおりとする。 ・以上の業務以外に日常的に施設の目視点検や巡回点検、軽微な清掃等を行う。また、重大な破損や不具合が発生した場合は、すみやかに市へ報告・連絡・相談をする。
(5) 安全・安心への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時は、日常的に施設の目視・巡回点検により、閉館時は機械警備により事故・犯罪・災害防止に努める。 ・関係機関等の連携による情報収集、避難訓練の実施、連絡網の整備、それと「つながり」を大切に近隣住民からの情報や、利用者の声に耳を傾け、情報収集に努める。
(6) 必要な資格者の選任、配置方法	<ul style="list-style-type: none"> ・管理面では防火管理者講習修了者等の配置 ・生涯学習推進においては、社会教育主事等の資格保有者の確保 ・地域のまちづくり拠点の確立としては、地域の課題や活動に関心のある者

9 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しコンプライアンス研修を実施し、個人情報の取り扱いの徹底と、意識の向上に努める。 ・情報責任者を置き、個人情報の保管方法や取り扱い方をルール化し、チェックをする。
(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内環境においては、快適な空間利用を柱に、あらゆる無駄を排除する。また、清掃等の充実により快適さを向上させる。 ・屋外においては、騒音等の配慮と植栽等の適正な管理。
(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画の策定と実践として、施設点検や訓練の実施。 ・防犯その他の緊急時の対応は、事業計画書による。被害を最小限にとどめ、人命を優先した冷静な行動特に、人命に関しては、AEDに関するスキルアップ

10 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

<p>(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法</p>	<p>・公民館からまちづくりセンターへ転換したものの、市の直営施設管理では、プラス地域課題に対しての事業展開まで発展しておらず、画一的な事業展開に留まっていたが、今回申請する地域づくり協議会は、地域の課題を一番身近に感じ、地域を知り、住民に寄り添った事業展開のノウハウを持った組織であり、よりよいまちづくりセンター施設化が促進できる。</p> <p>身近な公共サービスの創造と提供として、1点目は、施設を利用して学童保育所の開設、2点目は、買い物支援などの高齢者を中心にその対応が求められており、その一助としてサービスの提供に取り組みます。</p> <p>今までの直営施設においては、職員が2年で異動し、人間関係の形成が難しく、気楽に話が出来なかった部分があり、今後、センター職員の固定化による、人間関係の深まり、更に気楽に立ち寄り、職員とのつながりから相談等もできる施設になり、心の拠り所となる施設にする。</p>
<p>(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいこと</p>	<p>・当団体の母体は、地域住民であり、地域の中のあらゆる団体の代表者で構成しており、地域の課題やニーズの把握はし易く、直接住民の意見が聞ける団体が指定管理を行うことで、まちづくり活動拠点の強化を図る。そのため、まちづくり活動に強い関心があるものや、生涯学習推進のための知識を有する職員を設置する事により、今まで踏み込んでこなかった、防災面や福祉面での事業も展開していく。</p> <p>また、当協議会が有する情報により、新たな人材確保に努め、活躍できる場の提供を図りつつ、「住みたいまち・住んで良かったまち」の具現化に向け努力する。</p>

※提案の概要は、次頁からの事業計画書に基づきA4版片面4枚以内で作成してください。

※審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことで。

1 管理運営についての基本方針等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 長浜市市民まちづくりセンター条例（以下「まちづくりセンター条例」という。）第3条第1号に掲げる「市民主体の住みよくなるまちづくりを進めていくために必要となる市民活動の支援及び推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

まちづくりセンターの基本方針：

～誰れもが集い、地域が担う、地域の拠点となるまちづくりセンター～を目指して
当センターでは、誰もが気楽に集まることのできる地域に開かれたセンターを基本コンセプトに、地域の皆さんの交流・憩いの拠点、また、地域の特色を活かしたまちづくり活動を更に進めるための、空間づくりを、私たち住民が中心となってつくっていくことを目指します。

地域づくり協議会が目指すまちづくりセンターの姿

地域の課題である、急速に進む少子・高齢化をはじめ、情報通信技術の急激な進展などにより、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、人間関係の希薄化や次代を担う子どもの育成をはじめとした地域社会おける諸課題の解決に向けた事業の取り組みを推進します。

また、特にこの地域は、古くから福良の森の緑や姉川、草野川の清流、田園がある豊かな自然に恵まれ、農耕もさかんで悠久の歴史と心温かい心情に恵まれた地域であります。しかし、近年の異常気象は想像を絶する被害をもたらし、地域住民の災害時の避難や地域のつながりが、ますます必要になり、互助の精神によりこれまで以上に多様な人々との絆と地域の関わりを深め、人や組織を結ぶ地域づくりの拠点施設として、市民活動の支援を総合的に推進します。

(2) 施設条例第3条第2号に掲げる「市民と行政による協働の取組の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

まちづくりセンターでは、地域のまちづくり活動の拠点で、生涯学習活動を進めると共に、地域住民が主体的に、弾力ある施設運用と活用により、特色あるまちづくりの取り組みが進められます。推進については、行政が行い、実施主体は、市民の手によるものと考え、行政から市民に移行するため、関係機関との調整を行うとともに、実施母体組織の確立を目指します。

また、自助、共助、公助の役割を明確にします。特に、新たに求められるコミュニティ施設（身近な公共性も含んだ地域課題対応型のサービスの創造と提供）としての充実に関しては、地域の課題を整理し、対応すべき実施主体の区分の明確化を図ります。

(3) 施設条例第3条第3号に掲げる「生涯学習事業の推進」に対する考え方や基本方針を提示してください。

いつでも、だれもが学びあえる生涯学習環境の整備及び各種生涯学習講座の開講、地域

団体の活動拠点としての機能強化とサポートを行います。

- ①地域コミュニティの拠点と避難所としての施設の維持管理
- ②いつでも、だれもが学びあえる生涯学習環境の整備及び各種生涯学習講座の開講
- ③地域団体の活動拠点としての機能強化とサポート

(4) 施設条例第3条第4号に掲げる「地域課題に対する住民の学習及び活動の支援」についての考え方や基本方針を提示してください（地域課題は明確に示してください）。

当地域では、他の地域と同様、過疎化と少子高齢化が進行しており、地域づくり活動をはじめ各地域の担い手不足とコミュニティの活力低下が大きな問題となっています。

また、生涯学習を取り巻く環境は、大きく変化し、スマートフォンやタブレットの端末などの情報通信機器の普及には、今日まで培ってきた、学びの形態や伝達に関し、大きな隔たりに出てきており、利用においても予約システムでの予約が進んでいます。

そこで、現在実施しています各種生涯学習講座、青少年育成事業、子ども体験活動などの更なる充実、現在利用されているサークルや団体の支援として、他のまちづくりセンターの情報の提供を行います。

また、市民の生涯学習に関連する相談窓口の設置により、より多くの情報の収集と、その情報によりセンター事業の見直しを行います。

一方、人と人、人と社会の輪づくりのための、ネットワークづくりや孤立する高齢者への地域交流の場づくりも併せて推進します。

学童保育については、三年間の実績として、需要があるため創意工夫をしながら今後も継続していきます。

(5) 施設条例第3条第5号に掲げる「地域の情報発信及び地域の人材を活用した学習の拠点づくり」に対する考え方や基本方針を提示してください。

減少する人口において、まちづくり活動の担い手となる人材の発掘と育成を最重要課題ととらえ、まず地域の人材発掘に努めるとともに、青少年のリーダー育成事業を充実することにより担い手育成にも努めます。

また、当協議会を構成する団体には、自治会をはじめ、教育機関団体及び福祉団体等により構成しており、その団体を支援することにより、相互扶助が考えられ人材確保を目指します。

次に、その活用につきましては、生涯学習講座の企画段階から提案を受け、運営においてもボランティアの協力により、活動を更に広げます。

地域情報の発信としましては、まちづくりセンターだよりの発行等により、施設及び活動の啓発に努めるとともに、そこに設置している図書棚やチラシホルダーの活用や人と人の交流による情報交換が有効と考えます。

(6) 施設の設置目的をふまえて、施設の管理運営についての基本方針を提示してくだ

さい。

まちづくりセンターの基本方針：

～ 誰もが集い、地域が担う、地域の拠点となるまちづくりセンター ～
の具現化を目指して次の項目を実践します。

- ①誰もが気楽に集える地域に開かれた空間の創造に努めます。
- ②安全・安心の施設利用とサービスの質の確保として、想定されるリスクの把握と、
対処方法を図ります。
- ③まちづくりセンターが支えるべき団体（連合自治会、日赤奉仕団、更生保護女性会
等）の支援を行います。
- ④従来から実施してきた地域の実情に合った特色ある生涯学習事業（各種講座や教
室）の推進と、生涯学習活動の拠点（サークル活動の場、地域の青少年育成事業等
の活動の場等）拡充に努めます。
- ⑤地域コミュニティの拠点となるため、職員ひとり一人の資質の向上と自己研鑽に努
めます。

(7) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

誰もが気楽に集まることのできる地域に開かれたセンターであり、地域を元気にする活動
を応援するための施設であることから、地域住民にとって「私たちみんなのセンター」でな
ければなりません。

みんなのセンターである以上、より多くの住民の参加による運営が重要と考え、その根幹
となりうるものは、自治会や、直接地域に貢献している市民団体等によって構成されている
のが当協議会であり、その協議会が運営することにより、地域住民の声を反映することがで
き、地域の課題を的確に把握した対応が可能で、まちづくりセンターの基本方針を具現化す
るため、今ある生涯学習団体による生涯学習分野と、地域づくり協議会が保有している地域
活性化のノウハウによって、遅れていた地域の特色ある活動を行うことにより、地域活性が
進むことを確信しています。

(8) 施設の課題とその対応について提示してください。

まちづくりセンターにおきましては、多くの方からの要望を受け、生涯学習事業の推進の
ための拠点整備に加え、住民活動の拠点となるための機能強化を図るべく、鋭意努力してい
ます。

しかし、施設の老朽化は紛れもない事実で台風ともなると数か所で雨漏れする状況であり
ます。費用対効果で軽微な補修については直営で改修している状況下です。また一昨年
から指定避難所として指定されている所でもあります。

次のステップとしましては、その活用が考えられ、住民への広報や、自治会や関係団体等
との連携による二次避難経路の確認等の行動計画策定を進めていきたいと考えます。

また近隣の浅井支所・社会福祉協議会・図書館・文化ホールの利用者に加え、浅井認定こ
ども園や湯田小・浅井中学校等の状況も踏まえ、弾力的な運用により有効利用に努めます。

2 組織体制・職員配置等【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

長浜市市民まちづくりセンター管理規則及び管理運営マニュアルに基づき、適正な管理に努めます。

施設の管理におきましては、まちづくりセンターに責任者を設置することにより責任の明確化と、相互の扶助により管理体制の強化が図れると考えます。

まちづくりセンター施設の受付窓口の一本化により、経費の削減になるとともに、資格者体制による管理体制が確立でき、サービスの向上につながります。

(2) 管理運営に係る職員配置及び今後の採用計画を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
所長	まちづくりセンター管理 運営の統括及び連絡調整	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8:30-17:15
事務員	センターの維持管理業 務・経理も含む	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8:30-17:15
事務員	子供学び座、高齢者講 座等推進事業実施等		常勤	通常勤務 8:30-17:15
事務員	まちづくりセンター 連携次世代育成事業		非常勤 週3日程度	通常勤務 8:30-16:00
臨時職員	夜間等の施設管理		非常勤 週2日程度	通常勤務 17:30-21:30
臨時職員	夜間等の施設管理		非常勤 週2日程度	通常勤務 17:30-21:30
プランナー	地域づくり業務		非常勤 週4日程度	通常勤務 9:00-12:00
プランナー	地域づくり業務		非常勤 週4日程度	通常勤務 9:00-12:00

(職員の採用計画)

採用に当たっては、まちづくりセンターの事業を達成するため、センター事業の企画・運営およびまちづくりセンター活動の支援その他必要な事務のできる資質を有する者で、この地域のまちづくりに関心のあるものを採用し、更なる地域交流を促進します。

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

職員は全体の奉仕者であることを基本コンセプトに、公平・公正な運用に努めるため、コンプライアンス研修の徹底と、まちづくりセンターに関する知識の向上をめざすための、研修会の開催を年数回実施します。

また、定期的に行われます市内まちづくりセンター間の情報交換会や、毎日実施していただきます朝礼等の機会を利用し、情報や事業の共有に努めます。

行政等が実施される生涯学習に関する研修会、また地元でのイベントへは、積極的に参加し情報収集と自己研鑽に努めます。

3 利用促進等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 施設の利用促進に向けた具体的な取組及び達成目標を提示してください。

自主事業の見直しにより、対象を幅広く設定し、新たな参加者の発掘に努めるとともに、センターを知ってもらうことも重要であり、また、長浜市の中心に位置し交通の便にも恵まれていることから、今まで利用されていなかった市内の団体へも啓発活動の輪を広げ、まず一度利用していただくことを目指します。

次に、その方がリピーターとなつていただける仕掛けとして、施設全体の明るい雰囲気と、利用した施設の快適さを体感していただき、更なる利用促進を図ります。

【達成目標】

湯田まちづくりセンター

年度	利用件数	利用者数	積算根拠
令和6年度	800	7,000	過去10年の実績をもとに今後計画している学童保育等を鑑み利用増を見込み算出しました。
令和7年度	810	7,500	
令和8年度	820	8,000	
令和9年度	830	8,500	
令和10年度	840	9,000	

(2) まちづくりに関係する地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください。

当センターの特徴であります、大学生がリーダーとなり、自らが企画・運営をする活躍の場として、例年通学合宿を実施してきましたが、その活動をサポートする地域の大人によるボランティア団体「浅井湯田地域づくり協議会」があります。

設立して14年目を迎えますが、児童は、中学生・高校生・大学生の活動の姿を見て、中学生になれば、自らリーダーになり、高校生まで続け、大学生や社会人となつても、一部の子どもは良き思い出とともに、手伝いをしに帰ってきてくれます。そのつながりは今も続き、育てていきたいと考えます。

一方、実行委員会を中心に、中学生・高校生・大学生の活動をサポートするため、学校や子ども会、学区青少年育成会議等の団体がありますが、サポートする活動がますます広がりを見せ、活動を深化することにより子どもたちが、将来まちづくり活動推進の中心になってくれることを期待しています。

また、センター利用者間のつながりがもっと深くならないかと考え、ボランティアという同じ活動の場の提供によって、活動を共にし、結果、つながりが生まれ、みんなで育めるものと考え、そのための仕掛けを行っていきます。

中学生や高校生と未成年が主体に活躍してくれれば、地域が盛り上がり活性化してくれるものと確信しています。

(3) 施設のPRや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

現在、当センターでは利用促進に向け当協議会が発行する広報誌年3回にも活動内容や施設紹介を掲載し、啓発活動の充実を図ります。

その他の啓発として、当協議会等の会議の中でセンターの活用に関するPRを行い、会議参加者より、その構成団体への呼びかけ、施設利用に関する輪を広げていきます。

また、センターの特徴を生かし空いている時間帯に有効利用できる新規事業も積極的に取り入れ、居心地の良いまちづくりセンター、幅広い利用促進を目指します。

4 サービス向上等【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

(1) 利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

現在実施されているサービス全般を、利用者目線に立って見直し、利用者にとっての快適な空間づくりのための接遇改善から始めます。

また、接遇による人間関係の形成から得られる情報は多く、利用者ひとり一人に声を掛け、特に苦情や助言は、職員全員の共有とし、常により良き空間づくりを目指します。

利用者に対しアンケートを実施することにより、自己評価を行っていきたいと考えます。

ただ本音の部分では、なかなか意見が出てこなかった経緯もあり、むしろ、窓口での受付時や、職員からの声掛けにより、意思疎通ができるようになって初めて、利用者の声が聞けると考え、日常の接遇や態度を互いに確認し合い、常に見られていることを意識し、利用者に対し接していきたいと考えます。

また、初めて利用された方の第一印象は重要であり、帰られる時にできるだけ声をかけ、話を聞くように余裕を持った姿勢を大切にしていきます。

(2) 利用者等からの苦情・要望等に対する対応について提示してください。

日常よりリスク管理の徹底によって、最小限のリスクに抑えることができることから、あらかじめ想定をしておき、その対応を共有していきたいと考え、そのための朝礼後のミニ研修会を開催し職員ひとり一人の資質の向上をめざします。

利用者等からの苦情や提言につきましては、日頃気づかない視点での意見が多く、想定外の意見もありますので、職員全体の共有とし、全員で対応や方策を考え、必要に応じては、市民活躍課へ連絡・相談し、他の施設へも情報を発信していきたいと考えます。

具体的には、内容を記録し問題点を把握し、組織で対応することから、周りの職員へも声をかけ、必要に応じては市へも報告し、相談し対応します。

ただ、改善する内容や規模によっては、予算等が関係しますが、相談の結果を基に実践・交渉を行い、迅速でかつ的確な対応をしていきたいと考えます。

要望についても同様な対応と考えます。

(3) その他サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

サービスの質を維持・向上するための条件整備としまして、地域住民の期待にそった改修が完了した施設の現状維持管理が大切であり、定期的な日常管理に加え、快適な空間を創造するため、利用者への職員の接遇が最も重要と捉え、利用者への声掛けや態度を常に意識しながら日常勤務を行います。

職員の資質の向上がサービスの向上につながり、他のまちづくりセンターとの交流や研修会への参加、日常生活においても、民間での接遇態度に気を付けていきたいと考えます。

また、年間をおし評価面談をすることにより、さらなる向上につながると考え、地域づくり協議会等へサービスに対する点検を求め、その点検を基に、職員間で話し合い、更なる改善に努めていきます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

5 まちづくり推進事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

特にまちづくり推進事業の提案については、3つ以上の事業提案を求めます（A4版・任意様式）。

今日まで実施してきた生涯学習・スポーツ振興の拠点、地域住民にとっての居場所・交流・情報の発信拠点に関する取り組みの深化拡充、そして、地域づくりを主としたコミュニティ施設への転換が重要で、なおかつ当センターは避難所に指定されていることから、次の3点の新規事業提案を行います。

① 新規事業：

○高齢者の支援の実施

アンケートを取り困ったことに対して支援をする。

○お父さんお母さんの育児支援の実施

育児上の困りごとを共有する育児茶話会の実施をする。

○ゆた市の設置

生産者とお客さんが、自由にお話をし売り買いができるゆた市を設置する。

② 継続充実事業：仕事などで保護者が留守の家庭の子どもたちに安全で安心な集団生活の場を提供し、友達と過ごす楽しさを味わってもらうために湯田キッズクラブを開設します。

○湯田キッズクラブ開設 湯田まちづくりセンターを利用して実施

小学生20名 支援員 20名

○地域課題の把握、解決策を考える市民参加型円卓会議

③ 当センターの特徴であります湯田学区通学合宿実行委員会は、平成21年より、子どもたちの居場所づくりと「生きる力」を育てる環境を整える諸活動の展開を目的に、設立したもので、今日まで継続し活動がされています。

企画・運営は中・高・大学生で、大人はできる限り、手や口を出さないことを決めています。

令和5年度は、次年度に向け通学合宿について、湯田小学校の子どもにアンケート用紙を配布し保護者にアンケートを取り実施方法を検討することとします。また、次年度からは実施したいと考えています。

○通学合宿の実施 まちづくりセンターを利用し実施します。

小学生20人、中・高生 3～5人 大学生等 10人 大人15人

○湯田区民まつりの開催 10月の日曜日実施予定

区民 約2,000人参加

設営の企画、準備、運営、後始末までボランティアにより実施します。

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

6 生涯学習推進事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください（A4版・任意様式）。

なお、必須的生涯学習推進事業である以下の①～③については必ずテーマごとに1つ以上の事業を提示すること。

① 人権

現在湯田地域では、湯田地域人権学習協議会及び湯田まちづくりセンターが啓発活動の拠点となり、人権意識の高揚に努められているとともに、情報の発信をしています。

当センターでは、その補完的な施設として、自治会や各種団体からの人権に関する啓発活動の相談があれば、市人権施策推進課と連携を取りながら、人権学習の推進をしています。

あらゆる機会をとおしての啓発活動として、研修会等でセンター職員が挨拶や説明をする場合、人権に関する内容を取り入れ、啓発活動を推進していきます。（例としまして、湯田学区更生保護女性会50人参加の研修会の来賓挨拶に、人権問題に関する内容を入れ、話をする。また、各種会議への出席でも、人権問題に関する内容を伝えます。）

職員研修につきましても、年1回以上は話し合いをもち、人権意識の向上に努めます。

昨年度は、11月13日人権のつどいを浅井文化ホールにて実施しました。

内容：「小林未奈さんの人権ライブ」10曲の合間に人権の話をしていただきました。

令和5年度も浅井湯田区民まつりの中で人権の集いを計画しています。

② 青少年健全育成

湯田学区青少年育成会議が中心となり、湯田学区の家庭、学校および地域が連携し青少年の健全育成を図るため次の事項を実施します。

- ・愛のパトロール 毎年7月下旬から8月 計5回程度実施

土曜日の夕刻に、車両による管内の巡回及び平和堂浅井店内での啓発活動

参加者は、地元警察署職員、青少年育成会議委員、まちづくりセンター職員

今年度は、夏休み初日から全国的に水難事故が河川や海で発生したことから水難事故対策として館内の一級河川も巡回対象にしました。

③ 家庭教育

子どもたちの見守り・育てる運動として、認定こども園、小・中学校、自治会、子ども会、民生児童委員、内保駐在所が連携し実施、(当センターも参加)

- ・朝のあいさつ運動（年12回）への参加
- ・子育て（教育問題）に関する講演会（年1回）当センター職員も参加

④ その他生涯学習推進事業

- ・子ども学び座の開催

子どもたちに多様な体験活動の機会を提供し、活動の中で異年齢の交流を促進しながら、基本的な生活習慣を形成することで、子どもたちの健全な育成を目指すために開催します。

年間 15回程度 基本的には土曜日の午前中物づくりを実施した。

・文化・芸術にかかる生涯学習の推進

当センターを拠点に定期的に活動している団体は19団体程度で、文化協会加入は、7団体となっています。

以前は、文化の振興を目的とした団体が、日頃の練習成果の発表と団体への加入促進のための機会として、「ふれあい文化祭」を開催していました。

近年は各まちづくりセンターで実施している祭りに展示のみの参加をされています。

今後も各種団体と連携して実施してまいります。

・高齢者向け講座

令和5年も湯田のみなさまに少しでも楽しい時間を過ごしてもらえるよう年6回程度の講座を計画し、今後も引き続き年6回程度の講座を計画していきます。

野菜作り講座

秋野菜を中心に野菜作りの基礎を教えて頂きました。

苔だまつくり講座

先着20名で立派な苔だまが出来ました。

和菓子作り講座

練りきりで秋のお菓子を作ります。

体操講座

コンディショニングインストラクターの指導のもと気持ちよい汗をかきました。

キムチ作り講座

簡単キムチを作ろう

寄せ植え講座

正月を飾ろう

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

7 自主事業【審査基準：条例第4条第1号及び第2号】

管理施設を利用した自主事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

・夏休みや冬休み等の学童保育「湯田キッズクラブ」の開催

夏休み期間や冬休み期間に保護者が仕事などで留守の家庭の子ども達に集団生活の場を提供し学習やスポーツさらには課題学習などをしながら、友達と楽しく過ごせる場を提供する

・困りごと支援のサークル「結（YUI）の会」の会員募集と支援事業

高齢者や子ども、さらには子育て世代など幅広く困りごとをお互いさまの精神で助け合う仕組みをつくり、会員を各家庭や自治会に派遣できる体制を構築していきたい。

・防災関連の展示会や体験道場の開催

近年の災害が数多く発生して多くの地域で防災に対する意識が高まっている。そこで定期的に年4回程度、災害の分類ごとに関連する避難用具や現場で必要な道具等を展示および体験できる場所として活かしていきたい。

また、専門家のアドバイスや専門業者の防災グッズの販売会などを開催する。

・地域の産物集合「ゆた^{いち}市」の設営

地域内には農産物や工芸品などを作り、隣近所へふるまったり、直売所で販売したりということが行われている。しかし、直売所では顔の見える関係で取引が行われているわけではない。

生産者や製作者がお客さんと自由にお話^{いち}できる市のような関係が湯田地域内には、なかなかできるところがない。生産者の収益につながるように日時を設定し、売り買いができる「ゆた市」などを設営していきたい。

・円卓会議の実施

まちづくりセンターの利用者はセンターの各種講習会の参加者、サークルや地域づくりの関係者など限定した人となっており、今まで以上に多くの幅広い地域住民に利用を拡大していく必要がある。

そこで、定期的年6回程度、テーマを決めて関心のある人たちに集まってもらい喫茶形式で自由な意見を述べ合う円卓会議を開催したい。

注 欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

8 施設の管理運営等【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(1) 施設の管理運営における経費節減のための取組について、具体的に提示してください。

誰もが集え、憩いの場となることを第一に、必要以上には照明を落とさない。また冷房は28° c、暖房は19° cに設定し、利用者の快適さを優先にしつつ、無駄な照明や空調には徹底した管理に努め光熱水費を抑えます。

特に、自然の風の有効利用や空調のフィルター清掃等を定期的実施し、日常の管理を利用者の方にも協力していただき、節減に関する意識の向上に努めます。

管理業務の人件費につきましては、職員の出勤システム構築（時差出勤及び土曜日の出勤等）により、残業時間等を減少するよう努めます。

(2) 利用料金の設定及び設定根拠について提示してください。

湯田まちづくりセンター

区分	単位	使用料（税抜）	利用料金(案)税込み
集会室	1時間	280円	300円
会議室1階	1時間	95円	100円
会議室2階	1時間	190円	200円
大和室	1時間	190円	200円
小和室	1時間	95円	100円
中和室	1時間	95円	100円
調理室	1時間	280円	300円

(利用料金の設定根拠)

管理運営業務仕様書6(4)アに規定している「利用料金の設定に関しては、条例の範囲内で、市長の承認を得て料金を設定する」となっていることから長浜市市民まちづくりセンター条例に基づき料金を設定します。

また、長浜市市民まちづくりセンター管理規則及び管理運営マニュアルに基づき使用料の減額及び使用料区分に従い、使用料の徴収をします。

(3) 休館日・開館時間の変更について、具体的な考え方を提示してください。

長浜市市民まちづくりセンター条例の別表第1に規定とする。「月曜日・第一第三日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～翌年1月3日まで」とし、開館日の変更につきましては、15日前までに市民活躍課の承認を得ます。

公共性のある場合や緊急性のある場合は弾力的に運用する。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

（４）維持管理業務仕様一覧の内容をふまえて、維持管理業務（清掃・保守点検・警備等）の具体的な内容、方法、頻度、今後の修繕計画等について、標準的な年間作業計画を提示してください。（A4班・任意様式）。なお、その中では仕様一覧の内容を上回る部分について積極的に提案してください。

指定管理者が行う施設の維持管理業務については、以下のとおりとします。なお、これらの業務以外にも、日常的に施設の目視点検・巡視点検や、軽微な清掃等を行います。また、建築物・設備・備品等に破損・不具合が発生した場合は、必要な修繕を行い、すみやかに市に報告します。

1 湯田まちづくりセンター

区分	業務項目	業務内容	頻度
1 建築物の 保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	建築物の定期点検	建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1回/3年
2 建築設備 等の保守 管理	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の定期点検の実施	1回/年
3 備品等の 保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	ピアノの保守管理	専門業者によるピアノのメンテナンス（調律を含む）	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
4 植栽の管 理	樹木・植え込みの剪定作業	樹木、植え込みの剪定作業	1回/年
	除草作業	敷地内の樹木、植え込み、芝生における除草作業	4回/年
	その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込み、芝生における施肥、殺虫剤の散布等	随時

5 清掃業務	施設内定期清掃	床面掃き掃除、掃除機がけ	全館	1回/週
		ガラス磨き上げ	全館外回り ガラス部分 (外側・内側)	2回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレトペーパー・石鹸水補給、ドア拭き掃除		1回/日
	玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除		1回/日
	事務所受付のガラス清掃	事務所受付のガラス磨き上げ		1回/日
	施設周辺・駐車場の清掃	ごみ拾い		1回/日
		除草、こけの除去		2回/年
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃		随時
6 除雪業務	施設の玄関周辺・駐車場の除雪	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪		10cm以上の降雪随時
7 保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視		通年
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防		通年
8 駐車場管理業務	駐車場の安全確保	自動車等の誘導		随時
	迷惑駐車対策	周辺における迷惑駐車防止		随時

(5) 安全・安心への配慮について提示してください。

日常的に施設の目視・巡視点検を行い、利用者にとって安心・安全な空間の提供に努めます。具体的な対策は次のとおりです。

- ・開館時におきましては、日常の巡回・監視により、また、閉館時は機械警備により事故・犯罪の予防に努めます。

- ・地域に密着したまちづくセンターであることから、閉館時における機械警備のみとせず、近隣の住民とのつながりを大切にし、施設に関する情報提供を受けられるよう、玄関前に所長の携帯番号を表示するとともに管理人さんにも休館日の情報体制をとっておきます。

- ・避難訓練の実施 年2回

- ・市民活躍課、支所、内保駐在等との連携により、災害につながる気象情報や不審者に関する情報の提供を受けます。

・特に利用され帰られる時の声を大切な情報と捉え利用に対する提案や苦情を大切にしたいと考えます。

(6) 必要な有資格者の選任、配置方法について、具体的に提示してください。また、貴団体において、最低限必要なものに加えて有益な有資格者を管理施設に配置できる場合には、その内容や効果について提案してください。

まちづくりセンターの活動の基幹として生涯学習の推進は、必須である以上、関連する資格保有者を優先し設置します。

・生涯学習の推進するために必要な、社会教育主事の資格（社会教育に関する企画や提案する知識）を有し野外活動指導者研修受講者（自然体験に関する知識）等を優先し設置します。

・普通自動車免許

9 その他【審査基準：条例第4条第4号】

(1) 利用者の個人情報保護のための取組について、具体的に提示してください。

職員に対しコンプライアンス研修を実施し、個人情報の取り扱いの徹底を図ります。

施設の保安警備に関しましては、機械警備により盗難防止に努めます。

情報の管理におきましては、あらゆるデータはカギのかかるロッカー内で保管し、パソコンやUSBメモリー等を、センター外へ持ち出す場合は、あらかじめ情報責任者を設置しておき、必ず許可を取り、持出簿へ記入するルールを策定し徹底します。また、文書の保存に関しましては、保存期間を決め、期間が過ぎれば破棄をします。

(2) 施設の管理運営における環境に配慮した取組について、具体的に提示してください。

・施設内の環境に配慮した取り組み

利用者にとって、快適な空間を維持しつつ、無駄な電気は使わないよう常に気を付け、館内の定期的な巡回を実施し、危険個所の把握や、節電に努めます。

個人・団体が出したゴミは、原則持ち帰りとします。

清掃業務に関しましては、毎朝職員による清掃を行うとともに、年2回各種関係団体の協力により全体清掃を実施します。

・屋外での環境に配慮した取り組み

周辺の住環境への配慮から、植栽の手入れや雑草対策は定期的を実施します。

また、騒音等にも配慮した対応を行います。

(3) 防災、防犯その他緊急時（災害・事故等）の対応及び危機管理体制、予防対策について、具体的に提示してください。

防火管理業務につきましては、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的に消防計画を策定し、実践していきます。

次に、防犯その他緊急時の対応につきましては、日常の点検強化と必要備品の設置確認を行い備えを充実させます。

最も重要なことは、未然に防ぐための予防対策と、発生した場合の、被害を最小限にとどめることで、人命優先した冷静な行動が考えられ、日頃訓練と緊急時の連絡網の整備をしています。

特に人命に関しては、AED（自動体外式除細動器）の利用が不可欠で、緊急時に確実に操作できるスキルを身に着ける訓練を行います。

緊急時の対応と連絡網

火災の発見の自衛消防活動

自動火災報知設備等の作動による発見と、人為的に発見した場合の対応

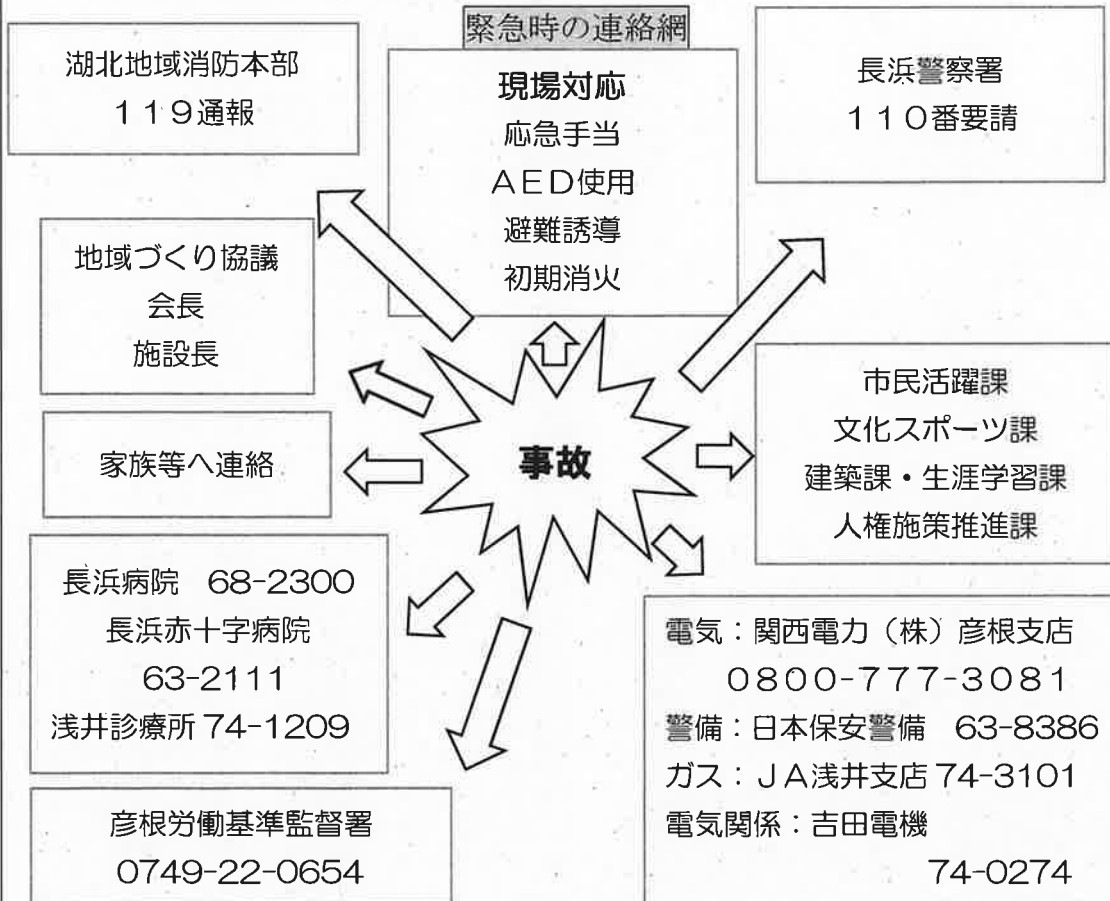
現場の確認、初期消火のみで対応できるか判断、消火可能な場合は初期消火作業、同時に非常放送による火災発生の呼びかけと避難誘導、119番への通報、初期消火が無理な場合は、避難誘導と同時に119番へ通報し、逃げ遅れがないことを確認、負傷者等の確認を行います。

不審者対応

発見した場合及び情報が入った場合、まず施設長へ連絡するとともに、利用者の安全を図るとともに、警察署110番へ連絡し、指示を仰ぎます。ただし、不審者の刺激しないように気を遣います。

施設の不備の対応

現場を確認し、利用者の安全確保に努めつつ、施設の復旧作業を行います。ただし、業者委託が必要な場合は、施設長へ連絡指示に従います。また、簡易な修繕で対応できない場合は、市民活躍課へ連絡・相談します。



10 自由提案【審査基準：条例第4条第2号及び第5号】

(1) その他施設の管理運営業務を効果的・効率的に推進していくために提案したいこと、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法について、自由に記入してください。(例：女性・若者の参画、資材等の地元調達など)

平成29年4月から「公民館」から「まちづくりセンター」に変更になり、これまでの生涯学習施設から、コミュニティ施設へ転換したことにより、今までの事業にプラス地域課題に対する事業が可能となったものの、市の直営では、画一的な事業展開に留まり、地域の課題やその対応とした事業展開に至っていなかった点があります。

今回、指定管理を受け3年が経過していますが、職員の異動がないことから業務に精通した職員と市民との顔の見える関係が構築できつつあることから笑顔の絶えない職場になったと自負しています。

また、地域の課題に対する対応としましては、公共サービスの創造と提供が考えられ、その1点目は、地域の課題を見つけ湯田地域結の会を発足することにより、高齢者支援、児童の生活支援、保護者の育児支援を3本柱に取り組みたいと考えます。

今後、職員の固定化により住民とのつながりが深化し拡充することにより、窓口での相談件数が増加すると予想され、更なるサービスの向上へつながると思います。

(2) 施設の将来的な展望や貴団体の独自性やアピールしたいことがあれば、記入してください。

当団体の母体は、地域住民であり、地域の中のあらゆる団体の代表者で構成していますので、地域の課題やニーズの把握はし易くなる反面、そのニーズに応えられる体制が必要となります。そこで、まちづくり活動に強い関心があるものや、生涯学習推進のための知識を有する職員を設置する事により、継続する事業の充実と、今まで踏み込んでこなかった、防災面や福祉面での事業を展開していきたいと考えます。

特に浅井福祉の会はまちづくりセンターと同様の事業が多く、今後情報の共有を図り協力できることは協力し実のある事業を展開していければと考えます。

また、地域づくり協議会との連携により、新たな人材確保に務め、活躍できる場の提供を図りつつ、「住みたいまち・住んで良かったまち」の具現化に努めていきたいと考えます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

審査基準にて示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことで。

様式第3号

収支計画書（総括表）【審査基準：条例第4条第3号及び第4号】

(単位：千円)

1 収入

科目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
指定管理料	13,334	13,334	13,334	13,334	13,334	66,670
利用料金収入	306	316	326	336	346	1,630
その他の収入	128	128	128	128	128	640
小計（指定管理業務）	13,768	13,778	13,788	13,798	13,808	68,940
自主事業収入	66	66	66	66	66	330
合計	13,834	13,844	13,854	13,864	13,874	69,270

2 支出

科目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
人件費	9,547	9,557	9,567	9,577	9,587	47,835
維持管理費	2,766	2,766	2,766	2,766	2,766	13,830
修繕費	500	500	500	500	500	2,500
その他の支出	955	955	955	955	955	4,775
小計（指定管理業務）	13,768	13,778	13,788	13,798	13,808	68,940
自主事業費	66	66	66	66	66	330
合計	13,834	13,844	13,854	13,864	13,874	69,270

※審査基準で示す条例は、「長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」のことです。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湯田まちづくりセンター分

年度	令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目	金額	積算根拠等
指定管理料	13,334	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入	306	過去の実績より積算
その他	その他	過去3年の印刷代収入より
	・・・	
	計	
小計（指定管理業務）	13,768	
自主事業収入	66	自主事業の委託料＋個人負担金
合計	13,834	

2 支出

科目	金額	積算根拠等	
人件費	9,547	全施設の人件費をまとめて計上すること。	
維持管理費	消耗品費	180	
	燃料費	150	LPガス、ガソリン代
	光熱水費	720	電気・上下水道
	通信運搬費	140	電話・FAX・ネット回線 印紙代等
	手数料	10	ピアノ調律 車検代
	保険料	200	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	370	消防設備・建築基準法12条点検、機械警備
	使用料・賃借料	440	車両リース料、コピー機使用料、輪転機リース料
	備品購入費	150	
	負担金	20	防火管理者新規講習負担金
	公課金	386	市・県民税
計	2,766		
修繕費	500		
その他	その他	955	
	・・・		
	計	955	
小計（指定管理業務）	13,768		
自主事業費	66		
合計	13,834		

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湯田まちづくりセンター分

年度	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		13,334	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入		316	過去の実績より積算
その他	その他	128	過去3年の印刷代収入より
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		13,778	
自主事業収入		66	自主事業の委託料+個人負担金
合計		13,844	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		9,557	全施設の人件費をまとめて計上すること。
維持管理費	消耗品費	180	
	燃料費	150	LPガス、ガソリン代
	光熱水費	720	電気・上下水道
	通信運搬費	140	電話・FAX・ネット回線 印紙代等
	手数料	10	ピアノ調律 車検代
	保険料	200	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	370	消防設備・建築基準法12条点検、機械警備
	使用料・賃借料	440	車両リース料、コピー機使用料、輪転機リース料
	備品購入費	150	
	負担金	20	防火管理者新規講習負担金
	公課金	386	市・県民税
計		2,766	
修繕費		500	
その他	その他	955	
	・・・		
	計	955	
小計（指定管理業）		13,778	
自主事業費		66	
合計		13,844	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湯田まちづくりセンター分

年度	令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
----	---------------------------

1 収入

（単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		13,334	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入		326	過去の実績より積算
その他	その他	128	過去3年の印刷代収入より
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		13,788	
自主事業収入		66	自主事業の委託料＋個人負担金
合計		13,854	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		9,567	全施設の人件費をまとめて計上すること。
維持管理費	消耗品費	180	
	燃料費	150	LPガス、ガソリン代
	光熱水費	720	電気・上下水道
	通信運搬費	140	電話・FAX・ネット回線 印紙代等
	手数料	10	ピアノ調律 車検代
	保険料	200	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	370	消防設備・建築基準法12条点検、機械警備
	使用料・賃借料	440	車両リース料、コピー機使用料、輪転機リース料
	備品購入費	150	
	負担金	20	防火管理者新規講習負担金
	公課金	386	市・県民税
計		2,766	
修繕費		500	
その他	その他	955	
	・・・		
	計	955	
小計（指定管理業）		13,788	
自主事業費		66	
合計		13,854	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湯田まちづくりセンター分

年度	令和9年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日）
----	----------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		13,334	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入		336	過去の実績より積算
その他	その他	128	過去3年の印刷代収入より
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		13,798	
自主事業収入		66	自主事業の委託料＋個人負担金
合計		13,864	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		9,577	全施設の人件費をまとめて計上すること。
維持管理費	消耗品費	180	
	燃料費	150	LPガス、ガソリン代
	光熱水費	720	電気・上下水道
	通信運搬費	140	電話・FAX・ネット回線 印紙代等
	手数料	10	ピアノ調律 車検代
	保険料	200	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	370	消防設備・建築基準法12条点検、機械警備
	使用料・賃借料	440	車両リース料、コピー機使用料、輪転機リース料
	備品購入費	150	
	負担金	20	防火管理者新規講習負担金
	公課金	386	市・県民税
計		2,766	
修繕費		500	
その他	その他	955	
	・・・		
	計	955	
小計（指定管理業）		13,798	
自主事業費		66	
合計		13,864	

注 事業年度ごとに記入してください。

様式第3号の2

収支計画書（年度別内訳表）

湯田まちづくりセンター分

年度	令和10年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日）
----	------------------------------

1 収入 （単位：千円）

科目		金額	積算根拠等
指定管理料		13,334	全施設の指定管理料をまとめて計上すること。
利用料金収入		346	過去の実績より積算
その他	その他	128	過去3年の印刷代収入より
	・・・		
	計		
小計（指定管理業務）		13,808	
自主事業収入		66	自主事業の委託料+個人負担金
合計		13,874	

2 支出

科目		金額	積算根拠等
人件費		9,587	全施設の人件費をまとめて計上すること。
維持管理費	消耗品費	180	
	燃料費	150	LPガス、ガソリン代
	光熱水費	720	電気・上下水道
	通信運搬費	140	電話・FAX・ネット回線 印紙代等
	手数料	10	ピアノ調律 車検代
	保険料	200	公民館総合補償制度加入、車両保険
	委託料	370	消防設備・建築基準法12条点検、機械警備
	使用料・賃借料	440	車両リース料、コピー機使用料、輪転機リース料
	備品購入費	150	
	負担金	20	防火管理者新規講習負担金
	公課金	386	市・県民税
計		2,766	
修繕費		500	
その他	その他	955	
	・・・		
	計	955	
小計（指定管理業）		13,808	
自主事業費		66	
合計		13,874	

注 事業年度ごとに記入してください。